

改善の要點

- 一、外出の自由
- 二、貯金の自由
- 三、醫藥の完備
- 四、世話係、室長の公選
- 五、衛生設備の完備
- 六、美化作業廢止
- 七、宗教團體等に強制加入をなさざる事

實行方法

- 一、あらゆる機會に資本家に要求する事

十八、修養團排撃の件

提出 紡織労働組合

關 す い

(二) 内田幸三

理由

修養團が流汗、鍛鍊、同胞相愛の美名の下に、資本家の傀儡となり、反動團體の役目を果しつつある事に公知の事實である。

實行方法

- 一、あらゆる機會に修養團の内情、本質を曝露する事
- 二、修養團に對し大會の名に於て決議文を送る事

十九、紡績操短反對闘争に關する件

提出 紡織労働組合

岩崎 一郎

理由

搾取の權化紡績聯合會は、印度關稅の値上、支那銀地の暴落等による輸出減を理由として、二回に亘る二期七分二厘の操短に又々、七分二厘の擴張即ち三割四分四厘の操短を以て、不況の責任を我々労働者に轉嫁し、従業員的生活破壊を強行し、價格釣上の爲めの生産制限、高率配當等を維持しやうとするのが資本家の魂膽である事は餘りに明瞭である。我等は此の資本家の魔の手を粉碎すべく、闘争を開始しなければならぬ。

目的

- 一、工場法第四條の除外例（保護職工は許可を受け、十一時迄一時間延長し就業なさしむる事を得）の趣旨には操短と相矛盾するに付き即時取消
- 二、收入減、解雇反對
- 三、八時間労働の實施

實行方法

- 一、政府に對し工場法除外例の取消を迫る事
- 二、紡績聯合會に決議文を送る事
- 三、各會社に對し操短廢止を迫る事
- 四、總同盟全國大會提出

(三) ↑二十、解退職手當共同管理要求の件

提出 中央合同労働組合

岩崎 一郎